

平成18年度社会福祉法人長泉町社会福祉協議会事業計画

I 基本方針

新たなる21世紀を迎える、社会福祉を取り巻く環境は、少子・高齢化や核家族化の進行、女性の社会進出の機会の増大及び人々の価値観の多様化等によって大きく変化し、家族のもつ養育・介護機能や地域社会の相互扶助機能は低下しつつあります。

このような状況の中で、介護保険法の施行や支援費制度の導入など、社会福祉の基礎構造が行政の「措置」から利用者の選択による「契約」へと変化していくなかで、地域の住む全ての人たちがともに地域社会の一員として生活していく長泉町を築くことが本会の使命で、それが地域福祉の実現だと考えます。

本会では、今後の地域福祉の実現のための基本目標を「住民とともにつくる 心豊かなまちづくり」として掲げ、重点目標として①地域福祉活動の推進、②福祉サービス利用支援の推進③在宅福祉サービスの拡充、④社会福祉協議会の基盤強化を位置づけ、区役員、民生委員・児童委員、老人クラブ会員、福祉団体、各種団体及びボランティアの方々のご支援をいただきながら、地域住民と協働して積極的に地域福祉活動を推進していくものとします。

II 重点主要施策

- 1 福祉会館、いづみの郷の福祉施設運営サービスの充実
- 2 小地域福祉活動推進地区の指定による小地域福祉活動の推進
- 3 ボランティア活動推進のための情報提供、ボランティア養成事業の推進及びボランティア支援体制の強化
- 4 福祉教育実践校事業、福祉大会事業及び福祉健康まつりの開催などによる、福祉啓発及び福祉教育の推進
- 5 介護保険事業、障害者自立支援事業及び介護予防事業など在宅福祉サービスの充実
- 6 福祉総合相談事業、地域福祉権利擁護事業など総合的な援助活動の推進

III 実施計画

1 地域福祉活動の推進

(1) 福祉施設運営サービスの推進

① 福祉会館運営事業の推進（受託事業39,000千円）

老人福祉センター、地域福祉センターの機能を併せ持つ複合施設として、その円滑な管理運営を図るため、健康相談をはじめ各種サービスの向上と安全対策に努めます。

② 在宅福祉総合センター管理事業の推進（受託事業27,897千円）

既存の保健センター、福祉会館と連携して、在宅で援護を必要とする高齢者や障害者（児）に総合的なサービスを提供し、町の保健福祉の拠点として施設の有効活用と安全対策に努めます。

③ 在宅福祉総合センター食堂運営事業の推進（13,121千円）

安価な食事の提供と利用増進を図るため、PRに努めます。

(2) 当事者の社会参加の推進

① 老人クラブ連合会支援事業の推進

「健康・友愛・奉仕」の精神に基づいた高齢者相互の活動を通し、交流と健康づくりを目的とする老人クラブ連合会に対し、運営費補助や事務事業の支援を行います。

② 特定高齢者介護予防事業の実施（9,044千円）

地域における虚弱高齢者に対し、介護予防の観点から、「運動器の機能向上」、「栄養改善」等の事業を実施し、今までの「長寿」から、「元気で長生き」を目的に特定高齢者介護予防事業を実施する。

③ 福祉団体支援事業の推進（3,640千円）

当事者の福祉の向上を目的に活動する福祉団体の支援を行います。

④ 手話通訳者派遣事業の推進（3,789千円）

聴覚障害者を対象に社会参加の情報保障を目的に手話通訳者の派遣事業の支援を行います。

⑤ ひとり親家庭社会参加事業の推進（840千円）

ひとり親家庭の社会参加と交流を進めるとともに児童の健全育成を図るため、社会参加促進事業を実施します。

⑥ 生活福祉資金貸付事業の推進（285千円）

低所得世帯に対して、経済的な自立を目的とした生業資金や修学資金等の資金の貸付及び償還指導を行い、民生委員の相談援助活動の協力を得て当該世帯の自立を支援します。

⑦ 共同募金配分金事業の推進（9, 941千円）

町共同募金委員会に寄せられ、県共同募金会を経由して配分される募金を、地域福祉活動や歳末たすけあい運動として、その効率的な運用を図ります。

(3) ボランティア活動等住民の福祉活動の組織化及び推進

① ボランティア支援体制強化事業

ボランティア団体の把握、連絡調整を総合的に行っていきます。

② ボランティアビューローの充実

ボランティア活動の拠点であるボランティアビューローの位置づけの明確化を図ります。

③ ボランティア情報提供事業の推進（278千円）

「福祉ながいすみ」や町の広報への掲載、及びいつでもボランティアの情報が得られるよう、町や県ボランティアセンターのホームページを活用し、情報提供を行っていきます。

④ ボランティア養成事業の推進（985千円）

ボランティアについての理解と参加を促進するため点訳、音訳等の各種ボランティア養成講座を開催します。

⑤ 民生委員・児童委員活動との連携

社会福祉ニーズの顕在化とその問題解決のため、民生委員児童委員活動との連携を強化していきます。

⑥ 小地域福祉活動推進事業（1, 603千円）

各区長を通じ、担い手であるボランティアの養成を図りながら、閉じこもりがちな高齢者等を中心に、地域住民主体による楽しい仲間づくりを目的とした小地域福祉活動を推進していきます。

(4) 福祉啓発及び福祉教育の推進

① 福祉教育実践校事業の推進（700千円）

児童及び生徒の社会福祉への理解と関心を高め、地域社会を巻き込んだ福祉を進めるため福祉教育実践校事業及び総合学習を支援します。

② 福祉大会開催事業の推進（500千円）

社会福祉への尽力者に対する顕彰及び福祉講演会を実施することにより、地域福祉活動への参加促進を図るため、福祉大会を実施します。

③ 福祉健康まつり開催事業の推進（2, 700千円）

福祉と健康について理解を深め、地域福祉活動への参加促進を図るため、福祉健康まつりを開催します。

④ 総合福祉講座開催事業の推進（100千円）

福祉についての知識と理解を深め福祉の現状などを学習する機会として介

護の仕方を学ぶ教室など総合福祉講座を開催します。

⑤ 中学生体験学習開催事業の推進

町内の中学生を対象に福祉施設での実習体験をすることにより福祉に対する理解を深めるとともに社会性を培うことを目的に開催します。

⑥ 青少年ふれあい交流事業の推進（90千円）

養護学校等に通う子どもと地域の子ども達が交流することによって互いに理解を深めることを目的に交流会を開催します。

⑦ 夏休み子ども手話教室開催事業（66千円）

小学生を対象に聴覚障害者に対する理解と手話の学習会を開催します。

(5) 関係機関・団体との連携

① ボランティア連絡会支援事業（300千円）

町内のボランティアグループ及び個人ボランティアが協働してボランティア活動の振興を図ることを目的に設立したボランティア連絡会の研修会、視察研修の開催等の支援に努めます。

② 社会福祉関係事業所との連携と情報の共有体制の確保（35千円）

より効果的な地域福祉活動を進めるため社会福祉関係の事業所との連携及び連絡調整に努めます。

2 福祉サービス利用支援の推進

(1) 情報提供と福祉総合相談機能の充実強化

① 福祉ながいづみ発行事業（1,829千円）

本会の活動PRや社会福祉についての啓発をするため、「福祉ながいづみ」を発行するとともにボランティア情報の充実を図ります。

②ホームページ運営事業

本会の活動及び基本方針をインターネット上に公開し、より広く本会の活動PRを図ります。

③ 視覚障害者情報事業の推進（50千円）

視覚障害者に対する基本的情報提供を進めるため、ボランティアの協力を得て、声の広報発行事業や点字による情報提供を実施します。

④ 福祉総合相談事業の推進（6,862千円）

福祉に関することや悩みごと・心配ごとなどの相談に応じ、福祉ニーズとサービスを結ぶ支援体制として、総合的な援助活動を行います。

(2) 福祉サービス利用支援機能の確立

① 地域福祉権利擁護活動事業の推進

判断能力が不十分な人が地域で自立した生活が送れるよう、生活支援員によ

る福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理や、通帳・証書などの書類の保管など公正かつ適切な方法で支援します。

② 成年後見制度の活用・啓発

財産管理や施設入所など、契約や遺産分割を自分で行うことが困難である人に、制度の普及・啓発に努めます。

(3) 苦情解決と第三者委員の仕組みづくり

① 苦情解決窓口設置事業の推進

介護保険事業サービスや地域福祉サービス等の苦情に対応するため、苦情受付担当者、苦情解決責任者を設置して福祉サービスの向上に努めます。

② 第三者委員が加わった苦情解決の仕組みづくり

社協の福祉サービスに対する利用者の苦情や意見を幅広く汲み上げ、サービスの改善を図るため、第三者委員を任命して公平・公正な苦情解決に努めます。

3 在宅福祉サービスの拡充

(1) 住民参加型在宅福祉サービスの拡充（地域の組織化）

① ひとり暮らし老人食事会「仲良会」事業の推進（908千円）

ひとり暮らし高齢者の孤独感の解消と食生活の改善を図り、併せて仲間づくりを目的とした当事者運営を目指し、食事会を開催します。

(2) 在宅サービスの充実

① ひとり暮らし老人電話訪問相談事業の充実

ひとり暮らし高齢者の心配ごと相談や安否確認をするため、予め登録してある高齢者宅へ定期的に電話訪問し、在宅サービスの充実を図ります。

② 介護用品紹介事業の推進

介護に関する情報を提供するとともに、介護用品の紹介を行います。

③ 福祉会館利用老人クラブ送迎事業の推進

単位老人クラブの親睦と会員相互の交流を図ることを目的に開催される福祉会館利用日の利用者に対し、マイクロバスによる送迎を行います。

④ 介護用品貸出事業の推進

介護保険対象外の方に車椅子が必要となった場合に貸出します。

⑤ 軽度生活援助事業の推進（1,720千円）

概ね65歳以上でひとり暮らし高齢者や高齢者世帯で援助が必要な方にホームヘルパーを派遣し調理、買物、掃除等の家事援助を行います。

⑥ 支援費制度の推進

○ 身体障害者居宅介護等事業の推進（1,008千円）

身体障害者、心身障害者、難病の方で援助が必要な方にホームヘルパーを

派遣し調理、買物、掃除等の家事援助や入浴、排泄、食事介助等の身体介護を行います。

○ 身体障害者デイサービス事業の推進（14, 278千円）

身体障害者の自立促進、生活改善、身体の維持向上等を図ることができるよう、通所により創作的活動、機能訓練等の各種サービスを提供することにより、身体障害者の自立と社会参加を促進していきます。

○ 知的障害者居宅介護等事業の推進（1, 320千円）

知的障害者の方で援助が必要な方にホームヘルパーを派遣し調理、買物、掃除等の家事援助や入浴、排泄、食事介助等の身体介護を行います。

⑦ 精神障害者訪問介護等事業の推進（660千円）

精神に障害があり援助が必要な方にホームヘルパーを派遣し調理、買物、掃除等の家事援助や入浴、排泄、食事介助等の身体介護を行います。

⑧ 介護保険事業の推進

○ 居宅介護支援事業（15, 749千円）

要介護（要支援）認定を受けた方の介護サービス計画（ケアプラン）を作成し、事業者、施設との連絡調整を行います。又、町委託事業の訪問調査も実施しています。

○ 指定通所介護（70, 938千円）

単独型通所介護事業として、要介護高齢者対象の通所介護、予防介護通所介護、地域密着サービス認知症高齢者対象の3種類のデイサービスを開設し、日常動作訓練や送迎、入浴、食事の提供を行っています。

○ 指定訪問介護事業（22, 127千円）

ホームヘルパーが家庭を訪問し調理、買物、掃除等の家事援助や入浴、排泄、食事介助等の身体介護を行います。

4 **社会福祉協議会の基盤強化**

(1) 組織の強化

① 経営体制の強化

役員体制を含めた組織の見直しをし、経営体制の確立を図ります。

② 労務管理体制の確立

地域福祉ニーズに合わせ、新たな業務増が見込まれるなかで適正な労務管理、人事管理体制の確立を図ります。

③ 職員資質向上に向けた取組み

利用者への質の高いサービスの提供と、より効率的な事務事業の運営ができるようにするために、各種研修会、講習会への参加や内部研修を実施し、職員資

質の向上を図ります。

④ ファイリングシステムの実施

情報公開、個人情報保護を踏まえ、適正な文書管理や文書の共有化を組織的・継続的に実施するため、引き続きファイリングシステムの維持・管理を実施します。

(2) 財源の強化

① 会員の加入促進

住民に本会の活動等を理解してもらうとともに、効率的な地域福祉活動を進めるため、会員の拡充に努め財源の確保を図ります。

② 公費の導入

限られた社協の財源のなかで、必要かつ効率的な福祉サービスを運営していくためには、既存の福祉サービスの見直しや統合、廃止などを実施するとともに、必要な財源を確保するため、行政に対し公費の安定的な補助を求めていきます。

③ 基金の拡大

地域福祉活動の継続的な推進と社会福祉法人独自の活動を推進するための自主財源を確保するため、計画的に福祉基金の積立てを実施していきます。

④ 支援費制度の適切運営

障害者福祉サービスのための新規事業であるため、利用状況を踏まえ、事業の採算性を加味しながら支援費制度の適切な運営に努めます。

⑤ 介護保険事業の適切運営

事業の採算性を確保するとともに法人運営や他の会計事業との適正な費用配分をしながら運営資金を内部留保できるよう介護保険事業の適切な運営に努めます。